

第 2 回検討委員会 事務局説明要旨

地域センター

- ・現在 18 館 市内、小学校区に設置（19 館目が 4・5 年先にできる予定）
- ・開館時間 朝の 9 時から夜 10 時まで
- ・個人利用 無料
- ・団体 基本的に有料
- ・団体登録

基本的に、団体登録を毎年度する。

利用対象者、使用料の免除規定に当てはまる団体であるかを判断するため

- ・職員 地域センター 18 館に職員は 55 名、すべては嘱託職員
- ・免除

一番多い免除 趣味の団体

サークル、市民の方が 5 人以上集まって何かの目的で利用するなど

21 年 3 月期については 98% が免除、2% が有料

福祉会館

- ・位置づけ

老人福祉センターという機能を中心として、福祉関連の総合的な複合的な施設

- ・開館日時

祝日、年末・年始を除く午前 8 時半から午後 10 時まで

老人福祉センターの機能としては、午前 9 時から午後 4 時まで

- ・利用状況

平成 18 年度は年間延べ 18 万 6,000 名ほど、平成 19 年度は延べ 18 万 5,000 名ほど、平成 20 年度は延べ 18 万 3,000 名ほど、1 日当たり 500 名を超える。

- ・職員体制

健康相談室の保健師有資格者 1 名を含めて、嘱託職員 6 名と、市の管理職経験の再任用職員の館長 1 名の配置、合計 7 名の職員体制

高齢者福祉課業務係と連携し、施設の運営管理を行っている。

- ・福祉会館の主な業務は

- ① 9 つの集会室などの窓口受付事務
- ② 老人福祉センターの機能

- ・免除

福祉関係の団体が免除団体の中では 57%、全体の割合では、46.7%

次いで、その上の社会教育関係が免除率、全体での割合で 22.8%

その他の団体は、小学校や中学校の PTA 活動、市民祭り、産業祭り等の各種イベント、行政

活動への協力活動、官公署の利用など

公民館

- ・中央公民館の他に10の分館
- ・すべて小平市教育委員会に属し、23名の職員のほか、嘱託職員が34名、臨時職員が12名、
- ・社会教育法の29条により公民館運営審議会設置
- ・公民館8館会（中央公民館以外の分館にそれぞれの団体、サークルでつくる利用者懇談会、あるいは分館によっては友の会と称する組織があり）
- ・利用の実績…平成19年度は、すべての公民館を合計すると、約51万5,000人（公民館祭りなどのイベントを含む）
- ・利用時間帯…おおむね午前が4割、午後が4割、夜間が2割
- ・公民館の事業…①学習機会の提供

主に定期講座や講演会、音楽等を開催する事業、

②サークル活動等、自主的な学習への支援

公民館が主催をする講座終了後のサークル化への育成援助、それら自主サークル等に対して活動の場を提供する。

公民館の中に保育室を開設や住民からの学習相談、アドバイス、情報提供等などの支援を行う。

- ・使用料の免除

平成20年度 3月分

公民館の利用が3,047件

7条第1号の市、いわゆる公共的な関係が190件、6.2%

第2号の社会教育関係団体の利用が2,804件で、2%

以上の合計2,994件が免除の対象

適用しなかったものについては53件、1.7%

内訳 1号…公民館内部での使用69.5%（市の他の部署、セクションが4.8%、他の官公署13.7%）

2号…サークル関係92.3%、父母会が3.2%、自治会2.5%、市民活動2%

免除なし…会社の会合、市外の団体

他市の状況…別紙

体育館・体育施設

①市民総合体育館

- ・施設内容

第一体育室、サブ施設の第二体育室、第三、第四体育室、体操、軽体操などの第五体育室、幼児体育室、個人利用専用のトレーニング室、そして弓道場、25メートル6コー

スの温水プールのほか、会議室3室

・利用単位

プールが1時間、トレーニング室が1時間15分、他の施設が2時間30分

・利用の状況

平成20年度は年間で約30万8,000人、一月平均約2万5,600人

・1日平均

約890人、大人と子どもの割合は、大人8対子ども2の割合

・21年3月の利用人数

約2万6,500人、20年度数値を19年度、前年度と比較すると、年間で約1万人の増、一月平均でも1,000人程度、1日平均35人、全体では3.7%の利用増

・年間の利用料収入

平成20年度で約5,300万円、前年よりも100万円程度増加

②プール

・野外プール 萩山公園内に50メートル

東部公園プール、流れるプールと25メートル競泳プール

・屋内プール 市民総合体育館の温水プール

・利用

平成20年度は約2カ月の範囲で、合わせて約6万6,700人

内訳 東部公園プールは約5万1,000人、

萩山公園プールは約1万5,700人

・年間の利用料収入…20年度で、両プールで約1,226万円

③テニスコート

上水テニスコート、中央公園テニスコート、天神テニスコートの3カ所

・申請の状況

20年度で年間約3万1,630時間、1面当たり年間約2,500時間

・利用料金収入

20年度約2,000万円弱

④グラウンド

萩山公園グラウンド等5カ所

・利用の状況

月平均、1カ所当たり約120時間、1日平均、1カ所当たり約4時間程度

・利用料金収入

20年度約660万円弱

各施設の使用料免除状況(17・19年度比較)

	施設名		使用料収入額 A ※1	免除額 B (免除がない場合 収入となった額)	収入+免除額 C (A+B)	免除額率(使用料)D (B/C)	利用者一人当 りのコスト E ※2	Eのうち 税負担率 F ※3	Eのうち 税負担額 (E・-)	年間稼働率
1	集会室 (東部出張所・喜平図書 館・上宿図書館)	19年度	67,300円	1,816,494円	1,883,794円	96.4%	570円	99.9%	570円	91.0%
		17年度	77,900円	2,958,300円	3,036,200円	97.4%	-	-	-	90.7%
2	地域センター	19年度	1,079,300円	29,435,454円	30,514,754円	96.5%	317円	99.5%	316円	91.8%
		17年度	1,210,700円	29,296,700円	30,507,400円	96.0%	-	-	-	91.8%
3	福祉会館	19年度	1,559,300円	12,976,500円	14,535,800円	89.3%	466円	98.1%	457円	93.7%
		17年度	1,785,800円	12,904,200円	14,690,000円	87.8%	-	-	-	※5 46.8%
4	公民館	19年度	1,247,500円	56,373,700円	57,621,200円	97.8%	393円	99.4%	391円	85.2%
		17年度	1,272,000円	58,633,800円	59,905,800円	97.9%	-	-	-	84.9%
5	体育施設	19年度	49,508,030円	4,066,400円	53,574,430円	7.6%	2,579円	72.8%	1,877円	94.0%
		17年度	53,548,235円	3,148,750円	56,696,985円	5.6%	-	-	-	94.5%
6	総合体育館	19年度	52,513,800円	8,644,250円	61,158,050円	14.1%	665円	73.3%	488円	94.0%
		17年度	55,092,945円	7,495,375円	62,588,320円	12.0%	-	-	-	94.0%
7	八ヶ岳山荘	19年度	765,700円	477,000円	1,242,700円	38.4%	3,080円	94.7%	2,916円	52.3%
		17年度	476,550円	1,092,200円	1,568,750円	69.6%	-	-	-	52.3%
19年度合計			106,740,930円	113,789,798円	220,530,728円	51.6%	-	-	-	
17年度合計			113,464,130円	115,529,325円	228,993,455円	50.5%	-	-	-	

※1 地域センター、福祉会館、公民館については、用具等の使用料は除く。

※2 施設維持管理の総コスト/年間利用人数

※3 (施設維持管理の総コスト-使用料収入)/施設維持管理の総コスト

※5 改修工事のため稼働日数減

使用料見直し後の使用料と稼働率の変化

狛江市公民館(全2館)

使用料改定は平成18年7月1日

社会教育関係団体は平成17年度までは全額免除、平成18年度から実費額(維持管理費※)徴収

	使用料(千円)		利用件数(件)		年間稼働率
		H17との増減		H17との増減	
17年度	872		14,152		87.8%
18年度	7,729	6,857	13,555	-597	86.4%
19年度	8,527	7,655	13,141	-1,011	85.8%
20年度	8,453	7,581	13,358	-794	87.0%

※光熱水費・人件費

多摩26市公民館利用(使用)料調査

調査：平成21年1月29日

自治体名	使用料の規定				減免規定		根拠条例	備考
	無料	原則無料 目的外有料	原則有料 目的内無料	有料	あり	なし		
1 八王子市				○	○		八王子市生涯学習センター条例第7条	H19年生涯学習センターへ移行、公民館条例廃止
2 立川市				○	○		立川市地域学習館条例第9条	社教法第10条の社会教育団体が法の目的の事業に使用するときは無料
3 武蔵野市			○		○		武蔵野市立武蔵野市民会館条例第10条	公民館未設置、社会教育関係団体が使用するときは100分の50
4 三鷹市	○				—	—	三鷹市社会教育会館条例第5条	社会教育会館条例で公民館の設置を明記
5 青梅市			○		○		青梅市民会館条例第6条	社教法第10条に規定する団体の目印内使用は無料
6 府中市		○			○		府中市立公民館条例第9条	社教法第22条の目的外使用は有料
7 昭島市			○			○	昭島市公民館条例第8条	社教法第22条、公民館の目的達成のための事業は無料
8 調布市			○		○		調布市公民館条例第9条	社教法第2条の社会教育を目的とした事業は無料
9 町田市		○			○		町田市公民館条例第7条	社教法第20条の目的外使用は有料
10 小金井市	○				—	—	小金井市公民館条例	使用料の規定なし
11 小平市			○		○		小平市公民館条例第8条	社会教育団体が使用する場合は無料
12 日野市		○			○		日野市公民館使用条例第8条	社教法第20条の目的外使用は有料
13 東村山市				○	○		東村山市立公民館条例第12条	公共的団体が市又は教育委員会の後援を受けた事業はホール以外無料
14 国分寺市		○			○		国分寺市公民館使用条例第7条	社教法第20条の目的外使用は有料
15 国立市	○				—	—	国立市公民館条例第9条	社会教育関係団体以外の使用不可
16 福生市			○			○	福生市公民館条例第11条	社教法第20条、教育委員会が公益上必要と認めた場合は無料
17 狛江市				○	○		狛江市立公民館条例7条	社教法第20条の目的使用は別表で減額
18 東大和市		○			○		東大和市公民館条例第10条	社教法第20条の目的外使用は有料
19 清瀬市				○		○	清瀬市生涯学習センター条例第7条	公民館未設置
20 東久留米市			○		○		東久留米市立公民館条例第6条	社教法第20条の目的使用はホール以外無料
21 武蔵村山市		○			—	—	武蔵村山市公民館条例第11条	教育委員会が特に認めたとき(市外の事業者の利用)は有料
22 多摩市				○	○		多摩市公民館条例第8条	教育委員会が認めるときは免除又は100分の50
23 稲城市		○			○		稲城市立公民館条例第9条	社教法第22条の目的外使用は有料(教育長が認めたときは免除又は減額)
24 羽村市				○	○		羽村市生涯学習センター ゆとろぎ管理運営条例第12条	公民館未設置 社会教育団体が教育委員会の後援を受けての使用は100分の75
25 あきる野市				○	○		あきる野市公民館の 設置及び管理に関する条例第7条	
26 西東京市	○				—	—	西東京市公民館設置及び 管理等に関する条例第12条	

公民館の役割とは
公民館の設置理由

鈴木 良貞

昭和 21 年 9 月 寺中構想「公民館の建設」 寺中作雄（公民教育課長）
戦後の復興を社会教育と学校教育で支えていくために、公民館で協調や協同心・常識と見識を養って豊かな教養を身につける。
民主教育の普及のために教育機関として、公民館を作ろうと発表。

昭和 21 年 11 月 日本国憲法 第 26 条
すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じ、ひとしく教育を受ける権利を有する。

昭和 22 年 5 月 日本国憲法 第 14 条
すべての国民は、法の下に平等であって、政治的、経済的、社会的関係において、差別されない。

教育基本法 第 7 条第 1 項
家庭教育等の教育は、国及び地方公共団体によって奨励する。

教育基本法 第 7 条第 2 項
国及び地方公共団体は、公民館・図書館・博物館等の施設の設置、学校の施設の利用は教育の目的の実現に努める。

昭和 23 年 教育委員会（地方自治法）
政治に対する教育の中立性を確保するために、自治体の市長部局から独立した教育行政機関とする。

昭和 24 年 社会教育法 第 5 章 公民館 第 20 条（目的）
市町村の住民のために、生活文化の振興・社会福祉に寄与する目的。
（政治や宗教等に影響を受けないように、中立性をとる。市長部局から独立した教育委員会が所管し、管理運営をはかる。

公民館は戦前にはなく、海外には公民館というものは無い。日本独自の「公の施設」である。

公民館のほとんどが市町村立で、国立や都立は無い。

公民館の目的は、社会教育法に基づく生涯学習の中核施設として、地域社会におけるコミュニティづくりの推進に努めるとともに、世代を超えた学習や交流の場として、市民相互の連携を深めることにより、地域社会に寄与することを目的とする。

公民館の事業は、地域住民に対する生活文化や教養の向上、高齢者の生きがいをづくり、地域の生活に密着した事業としての講座や教室を行い、学習サークルの育成に努めている。

公民館は利用者が主体の施設である。

社会教育法第 5 章 公民館とは「一定範囲の地域の住民のために存在する」とある。

教育委員会の組織・人事・教育機関の運営・組織等は教育委員会の権限であると法律に示されている。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

「社会教育法」によって、公民館の組織改革・人事・運営を行うこと。

教育行政と教育機関の分離を規定している法律に反することになり、公民館の教育機関としての独立性を守ること。

各自治体の条例で「社会教育法、第 20 条の目的で公民館を使用する場合は無料とする。」と規定しているので、公民館を有料化している自治体は全国でも少ない。

なお、小平市の現行条例の仕組みは原則有料であって、社会教育上奨励すべき使用については、例外規定としての減免措置を講じている。

社会教育法、第 21 条「公民館は市町村が設置する。」と定めている。

地方自治法、第 2 条 第 3 項（例示）

市町村は学校、公民館、図書館、博物館を設置すること。

義務教育については、授業料を徴収することはできない。

学校教育法、第 6 条の規定は公民館にも適用する。

公民館の法的位置づけは、義務教育諸学校（小・中学校）と同等である。1 小学校区 1 公民館体制を基本に設置されている。

小平市使用料・手数料検討委員会資料

小平市受益者負担の適正化（使用料・手数料の見直し）について

平成21年11月2日

八館会 会長

本日は、「八館会」という組織から公民館の利用者を代表して意見を述べる機会を与えて戴き誠に有難うございます。

「八館会とは？」につきましては既に前回までの委員会でご承知置き載れていると思いますが、公民館全体組織の中における「**位置付け**・**組織**・**役割**・**活動**」に関し、平成21年度を例に改めて添付資料でご紹介しておきたいと思っております。

➤ 添付資料-1 (p 3~4)

利用懇談会・友の会からみる「八館会」の「**位置付け**」と「**役割**」

➤ 添付資料-2 (p 5)

八館会の「**存在意義**」と「**役割の強化**」

➤ 添付資料-3 (p 6~9)

「公民館活動の活性化の課題解決」について
☆研修部会の一例を紹介)

➤ 添付資料-4 (p 10~11)

「小平市受益者負担の適正化について」
☆本件の委員会で検討中のテーマを全10館の公民館利用へ的確に伝達するとともに、意見書をとりまとめた実施例

八館会の総意

公民館活動への参加・支援や地域の活性化を目的に公民館を利用している団体(サークル)の総意として、次の通り提言いたします。

1. 公民館利用者への使用料無料保障堅持について

社会教育法第20条には「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」とあります。この法律で規定された公民館の目的に沿い、小平市公民館は小平市公民館条例施行規則第7条(2)(3)を根拠として、すべての住民に学びのため

の無料利用を保障しています。学びの対象が、すべての住民であるためにもこの基本を外すことはできません。住民の学びのため、公民館利用の無料保障を今後も堅持すべきである。

2. 公民館利用団体の運営資金を圧迫する使用料の有料化について

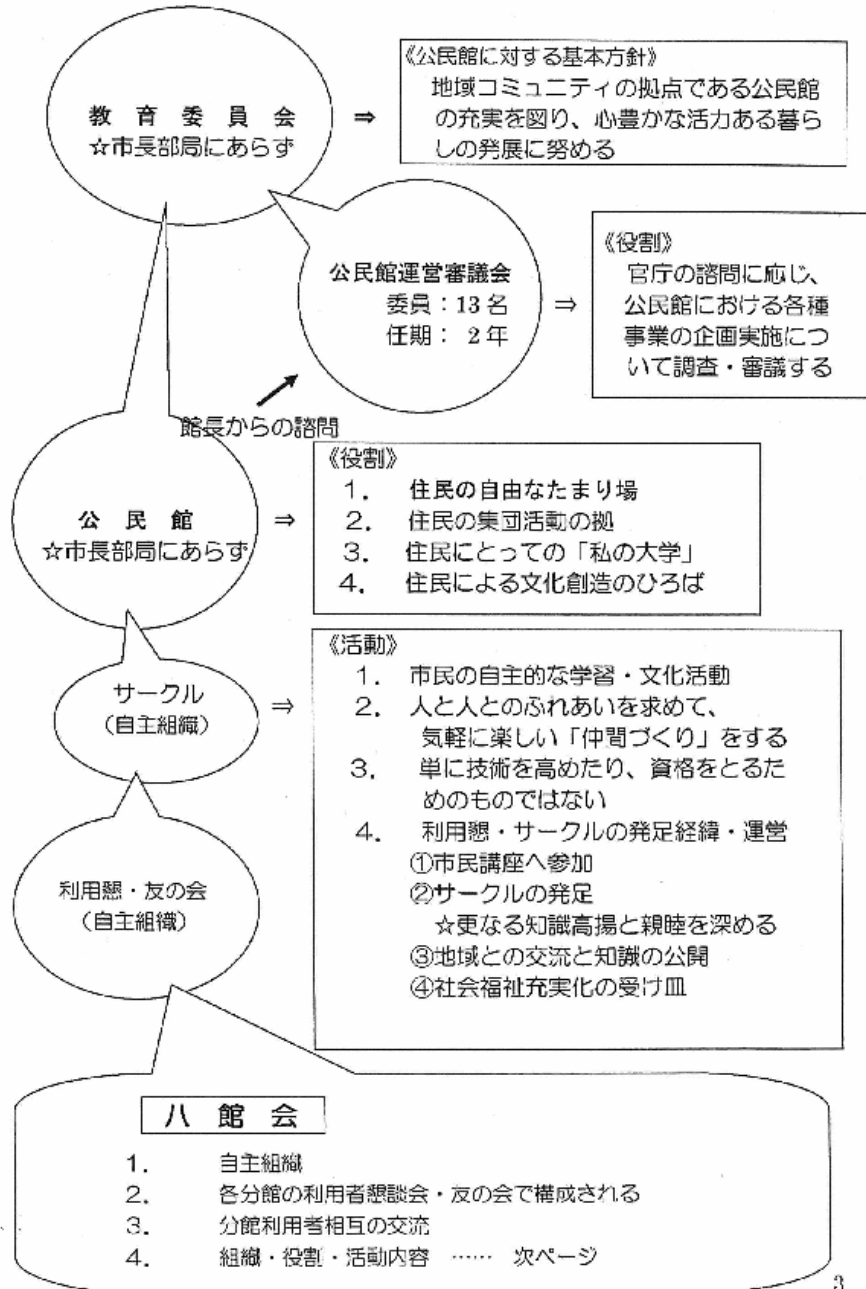
若年層、期待した団塊の世代の会員確保が難しい現状（社会現象）、会員の高齢化により会員数が減少の一途をたどりつつある実態であります。今や講師（“講師居らずして活動の活性化は図れず”）への謝礼金の支払いに頭を悩ませるサークルも少なくなく、成り行きによっては利用団体の多数が消滅の危機にさらされているといっても過言ではありません。この現実を誰が保障できるかが課題です。受益者負担の原則、公民館は単なる団体やサークルに部屋を貸す施設ではなく、住民が主体的にみんなで学び、学んだ成果を地域に広めていくことを目指しているの、講師が中心のカルチャーセンターとは違うことから考えれば当然、各々の団体に解決しなければならない問題ではありますが、できれば費用補助の検討を視野に入れた検討をお願いしたいし、公民館が無料で利用できることが必須条件となることもお分かり戴きたいと思います。

過去に地域の皆さんといつも気軽に学習・文化・スポーツ・教育活動などを通して、話し合い、考え合いながら、心の触れ合いを深め、交流を図る中で人々の暮らしや地域を豊かにしてきた貴重な財産を公開し更に地域の学びの拠点とした社会教育施設の場であることは、十二分に理解していますが、今や原則（理想）と実態（現実）面の乖離は簡単に判断できるものではありません。

3. 止め置きたい、役員・運営委員が公民館事業活動活性化に係る支援業務の対価について

イベントの実行が成功裏に終焉できるか否かは、先導役としての利用懇・友の会役員・運営委員なくしてでき得ないことが、いつしかボランティア活動として当然のことに定着し忘れられているのではないのではあるまいか。本来、公民館側がイニシアチブをとって進めるべき事業ではないのか。どこの公民館でも毎年話題になることであるが、役員決定（推薦制、輪番制）に際し、対象者の団体（サークル）からの脱退や団体そのものの解散が行われる実態を日の当たりにすると、公民館の将来像を論じる気が失せる思いである。利用料無料化に貢献していることは間違いではなさそうである。逆に、対価の必要性が別の場での検討対象になりそうである。

利用懇・友の会からみる「八館会」の位置付けと役割



1. 組織

(1) 三役（運営委員の中から選出、ただし、会長職は1年毎に精帯制で決定）

① 会長： 1名

② 副会長： 2名

③ 書記： 3名

④ 会計： 1名

⑤ 会計監査：1名

(2) 運営委員 9名（原則）

計 17名

ただし当番館の会長職に関しては、会の運営に支障をきたさぬため役員の了承を経て適任者を代行者とすることを妨げない。

（例）H21年度の会長当番館津田公民館の藤田会長の代行者として、小久保重子氏をその任とする。

2. 三役・運営委員の役割

(1) 「会則」参照

(2) 活動の企画・運営は、三役・運営委員17名を分科会に割当計画を作成する。

3. 活動

(1) 「小平市公民館まつり」の開催（翌3月）

(2) 「研修会」の企画・開催（随時）

(3) 「八館だより」の発行（6月・翌3月の年二回）

4. 推進方法

(1) 企画・運営計画をH21年度事業計画に沿って、分科会で立案。

(2) 運営委員会（定期・臨時）において、審議・決定する。

(3) 各館への通達・協力依頼を行い、実行に移す。

平成 21 年 11 月 2 日
八 館 会 会 長

八館会の存在意義と役割の強化

役員のなり手がいなことや会の存在意義をどう發揮するかなど課題も少なくなく、新体制となってそれらにどう取り組むか？役員改選にあたり、再任を含めて 8 名の三役(会長、副会長、書記、会計、監査)と、9名の運営委員が選任されました。また、総会終了後には第一回運営委員会が行われ、分科会メンバーが割当てられた。八館会は、平成元年津田公民館友の会の加入を機にこれまでの七館会を八館会と改称、小平市にある 8 館の公民館利用者懇談会・友の会の交流と相互理解を深め、よりよい公民館運営を目指すことを目的に設立され、公民館と一緒に毎年運営委員を中核に総会で承認された事業活動計画の実行を行います。重点課題は、各館が抱える活性化に関する課題の解決手段の模索であり、その推進過程における教育委員会を中心とした公民館運営審議会、中央公民館との連動をいかに行うかが鍵をにぎっています。課題の提案は、各館の利用者懇談会代表者による公民館利用に関する利用者の要望をまとめたり、その時々々の課題を議題として話し合うなど、利用者
と公民館の橋渡し役が主体です。

機関紙「八館だより」を年二回発行し、行事の広報活動に取り組んでいますが、公民館利用者からは「利用者の会は何をしているのか良くわからない」「利用者の会があるってはじめで聞きました」などの声も聞かれ、多くの利用者にとってまだまだ身近な存在ではないのが現状です。そこでこれらの課題改善に向け、諸先輩のご支援を得て利用者の声を良く聞きながらいろいろな活動を通じて利用者の方々に《よかったなあ》と感じられるような公民館にしていきたいとの思いで運営委員の皆さんと協力し、会の運営・強化に取り組んでおります。
☆平成 21 年度事業計画の一部「研修部会」テーマ「添付資料-3」をご参照願います。

しかし、最近、地域に根付いた公民館の中身も大きく変わってきており「生民が主人公」の公民館運営を守り発展していくための道のりは厳しいものが多々予想されます。利用懇・友の会の舵とり役である運営委員の方々へ大きな役割が期待されています。

平成21年11月2日

八館会会長

平成21年9月15日

公民館

八館会役員・運営委員

殿

小平市公民館 八館会

会長 藤田 幸久

研 修 部 会

八館会研修会 開催のご通知

本年度の研修会を下記要領にて開催することとなりましたのでご通知致します。

今回の研修は重点課題である各館の活性化について論議して頂きます。今般お願いする各館の**実態調査**から得られた内容を生かして、今後の公民館活動の活性化を考えることと致しますので、実態調査にご協力願うとともに研修会には役員・運営委員全員の参加をお願いする次第です。

記

開催日時 平成21年11月17日(火) 午後1時半～
場 所 中央公民館 講座室 II
議 題 「公民館活動の活性化の課題解決」について
以上

なお研修会資料となる別紙の**調査票**は下記の期日までにご提出願います。

依頼事項 利用懇・友の会実態調査 (別紙添付)
提出期限 平成21年10月20日
提出場所 第4回 運営委員会 席上

完

活	まつりの運営			
	実行組織 ①利用懇・友の会と公民館の共催 ②利用懇・友の会のみ ③公民館単独	はい	いいえ	
動	参加人数			
	実行組織 ①役員（執行部）＋運営委員全員 ②役員＋まつり専門委員のみ ③アルバイトなどの加勢	はい	いいえ	
		(約__人)		
		(約__人)		
	約__人	前年比	増減	
	出演・出品サークル数	サークル	同	増減
	特別企画行事	①講 会・音楽会など ②集 演技(よさこい踊りなど)	はい	いいえ
			はい	いいえ
会 報				
	発行回数	①年2回 ②年3回 ③年4回以上 ⑤発行せず		
	発行部数	約__枚		
	発行態勢	①役員全員で ②選任役員あり ③都度交代制		
要望事項など				
	名称の統一(利用懇・友の会)	①賛成 ②反対 ③どちらでも可		
	会費の統一(額や徴集方法)	①賛成 ②反対 ③どちらでも可		
公民館との関係				
	まつり運営	①満足している ②不満足 ③どちらとも言えない		
	市民講座(企画)	①要望を出すなどしている ②関心あり ③全く関与せず		
	市民講座(実施)	①積極的に応援している ②関心あり ③全く関与せず		
その他				
	具体的に列挙してください (裏面の余白を利用願います)			

利用懇・友の会活動について

自由記述下さい

1. 当面する問題点

① 役員選出について

② 「まつり」の運営について

③ 日常活動について

④ その他懸案事項

八館会運営委員 各位
大沼公民館長 殿、鈴木公民館長 殿

写) 中央公民館長 殿

2 1 - 1 0 - 3
八 館 会 会 長

小平市公民館使用料の見直しに関する ご意見取りまとめご依頼

首題の件、前回の運営委員会の席上でお知らせしました、「行財政再構築プラン」に基づき受益者負担の適正化（使用料・手数料の見直し）について《小平市使用料・手数料検討委員会》で検討を重ねておりましたが、情報によりますと10月2日現在、すでに現状分析を終え今後2～3カ月で具体的方針の作成に取り組む段階を迎えたとのこと。

次回11月2日に開催予定される委員会で、利用者を代表して公運審と八館会の意見・要望を方針に是非盛り込んでもらうがための提言の機会を中央公民館長からの働きかけで取りつけて戴きました。

そこで八館会としては、全10館の利用者の声を各館の運営委員（大沼・鈴木両公民館は、公民館長に相談し適任者を選定願う）のご協力を得て、できる限り拾い上げて戴き、10月20日の第5回運営委員会で八館会の総意として委員会に提言する意見を取りまとめたいと思います。ご多忙中恐縮ですがご意見の準備をよろしくお願い申し上げます。

なお八館会の総意取りまとめに際し、不十分ではありますが別紙の通りアンケート方式の記入用紙を添付いたしますので、全項目ご記入の上、運営委員会当日要点をご説明戴きご提出方お願い申し上げます。

以 上

添付資料： 「使用料・手数料の見直しに関する意見書」 …… 1部

使用料・手数料の見直しに関する意見書

1. 選択項目

☆選択項目に○印を付し、注)欄に具体的数値または、選択項目に○印を。

- (1) 現在使用料を、支払っていますか？
・いる ・いない (受益者負担率 0%)
注)「・いる」の場合 (いくら 円、受益者負担率 %)
- (2) 使用料の見直しについて、情報を知っていましたか？
・知っていた ・知らなかった
注)「・知っていた」場合 (いつから、どのようにして)
- (3) 使用料の見直しについて、危機感を感じているか？
・大いに ・感じていない ・わからない
- (4) 使用料の見直しの必要性は？
・必要 (止むを得ない) ・不必要 (無料) ・わからない
注1)「・必要」の場合 (いくら位 円、 %位)
注2)「・必要」の場合 (人的格差は？ ・必要 ・同等)
注3)「・必要」の場合 (他施設との格差は？ ・必要 ・統一)

2. 自由記述項目

☆ご意見が下記スペースに記入不可能の場合は、メモ用紙をご使用願います。

- (1) 上記**選択項目**に関連した意見をご記入ください
- (2) その他の意見をご記入ください
- ① 見直しの結果、何が変わるか？
- ② 見直しの施工後、利用者はどう対応すれば自己負担を最小限に止められるか？